

各関係機関の長 殿

鹿児島県病害虫防除所長

令和6年度 技術情報第11号(サツマイモのイモゾウムシ：植物防疫法第29条第1項の規定に基づく措置)について (送付)

下記のとおり取りまとめましたので、ご承知おきください。
なお、本情報は、病害虫防除所ホームページ (<https://www.pref.kagoshima.jp/ag13/kiad/boujoshou/>) にも掲載しています。



令和6年度 技術情報第11号

令和6年3月以降、鹿児島市及び指宿市でイモゾウムシが確認されました。
本虫の確認地区では、以下の防除対策を実施します。

1 対象病害虫 イモゾウムシ

2 対象作物 サツマイモ (かんしょ)

3 発生状況

(1) 確認日 令和6年3月12日, 4月12日, 4月18日, 5月22日

(2) 確認地区 鹿児島市喜入生見町, 指宿市小牧

4 主な防除対策

(1) サツマイモ茎葉、塊根及び残渣は発生源となるため、ほ場やその周辺に放置せず、焼却処分、ビニール袋などで密閉し完全に枯死させる、あるいは埋没して1m以上覆土をする。

また、イモゾウムシの野生寄主植物（野良サツマイモ、ノアサガオ、ハマヒルガオ等）についても同様に除去する。

(2) 速やかに処分できない場合は、イモゾウムシの分散を防ぐため、①サツマイモほ場、②ほ場周辺、③非農耕地において農薬を散布する。なお、本虫に適用のある、又は効果が期待できる農薬は別表1のとおり。

(3) なお、農薬の散布に当たっては鹿児島県病害虫防除所に相談すること。

表1 イモゾウムシ防除に用いる農薬

| 農薬の名称 | 希釈倍数・使用量 | 使用時期 | 使用方法 | 使用回数 | 使用場所 |
|-----------|--------------------------|-------------|------------|------|------|
| プリンスベイト | 6 kg/10a | 植付時 | 植溝処理, 土壌混和 | 1回 | ①②③ |
| イモゾウベイト | 3 kg/10a | — | 散布 | 5回以内 | ②③ |
| スミチオン乳剤 | 1,000倍, 100 ~300L/10a | 収穫7日前 まで | 散布 | 5回以内 | ①②③ |
| トクチオン細粒剤F | 6~9 kg/10a | 植付前 | 植溝又は作条土壌混和 | 1回 | ①②③ |

※1. 上記薬剤は、非農耕地、土壌、サツマイモ残渣及び野生寄主植物に対して登録はないが、植物防疫法第29条第1項の規定による防除を行うための農薬として、使用が可能である。

2. 使用場所 ①:サツマイモほ場, ②:ほ場周辺, ③:非農耕地